

■会議結果報告書■

会 議 名 称	第 1 回札幌市子どもの権利委員会（委嘱状交付式）
日 時 ・ 会 場	平成26年2月6日（木） 16：30～18：00 市役所本庁舎12階 4～5号会議室
出 席 委 員	14人出席
次 回 開 催	日程は4月を目安にして調整

議 題	概 要 等
1. 委嘱状交付	○子ども未来局長挨拶
2. 委員長、副委員長の互選	○委員長、副委員長の互選 ・委員の互選により、委員長に北海学園大学法学部の千葉卓委員、副委員長に札幌市中学校長会の土佐林委員を選出。
3. 委員会に関する確認 (1) 設置根拠、委員会の運営について	○委員会設置根拠等について ・事務局より（資料4）（資料5）に基づき、子どもの権利条例第47条に基づき設置する附属機関であることを説明。 ・会議は原則として公開で開催するが、公開することで支障が生じる場合、委員会に諮り、公開・非公開を決定する。 ・議事録の公開方法、傍聴者への意見記入用紙の配布、傍聴時の留意事項等について確認した。
(2) 子どもの権利委員会について	○子どもの権利委員会について ・事務局より委員会の役割について、①推進計画に関すること、②子どもの権利の保障状況の調査・審議に関することを説明。
4. 審議事項の確認、今後のスケジュールについて	○審議事項について ・事務局より（資料6）に基づき、委員会で審議事項について次期「札幌市子どもの権利に関する推進計画」について意見をいただくことを確認。 ・次期の推進計画は、子ども子育て支援法に基づく「（仮称）札幌市子ども子育て支援事業計画」と統合した計画とし、そのうち子どもの権利に関する事柄については、子どもの権利委員会が担うこととし、全体計画は同じく附属機関である「札幌市子ども子育て会議」で審議を行うことを確認した。 ・なお、それぞれ重複する部分については、事務局を通して情報提供を行うことを確認。 【意見・質疑応答】 ・現行計画の基本目標1基本施策3と基本目標2は子どもの権利委員会で詳しく扱わないのか？－全体計画の中に盛り込むことになるが、意見があれば出してほしい。 ・子どもを受け止め育む環境づくりについては、子どもの権利の擁護の観点から避けては通れない。 ・北海道のいじめ防止条例がまとまったと思うが、札幌市では子どもの権利条例があるので、いじめに関する条例は制定しないということか。－北海道の条例は札幌市にも及ぶことになり、基本的には札幌市としていじめに関する条例を制定する予定はない。 ・学校現場では、いじめだけではなく、体罰、不登校、経済的な問題など様々な状況があり、また保護者が問題を抱えているなど、学校だけで対応するのは困難となっている。 ・子どもシェルターを運営しており、子どもの権利侵害は様々だが、虐待といじめが非常に大きく、その問題を重視したい。 ・今回新しく委員になった方が子どもの権利条例をどのようなイメージで

	捉えているか聞きたい。また、現在の推進計画の基本目標2の部分について、子ども子育て会議での議論は当然だが、子どもの権利委員会での議論を深める必要がある。子ども子育て会議は、事業者側の目線での意見が多い。この問題は利用者側の目線がないと、バランス感覚に欠けてしまう。この委員会で子どもや利用者の目線からしっかりと発信し、それが子ども子育て会議にも反映される仕組みになるとよい。基本目標では2、3、4をしっかりとやりたいと感じている。 ー（各委員から） ・子どもの権利のパンフレットが学校を通して配布されているが、親に届いていない。関心を持っていない人も多い。子どもが子どもの権利条例をしっかりと理解し、親になることで条例が生きていく。 ・地域の歴史からしても、自分たちの権利意識は培われてこなかったように感じている。子どもの権利の意識付けをするには相当時間がかかると思うがやる必要がある。子どもを守る前にその前提となる地域のサポートや大人の意識改革が不可避。 ・これまでは子どもが持ってくるパンフレットに関心を持ったことはなかった。現在開放図書館に関わっており、子どもの居場所をつくるのが子どもの権利を守ることにつながると感じる。 ・条例が議会で否決されたときには子どもに権利を与えるのはどのようなことか明確な答えをもてなかった。今回委員となって知ったが、自分と同じような大人は多く、広報普及が必要だと感じた。 ・各委員の話を聞き、いじめ、不登校、障がい、貧困格差など、子どもの権利の侵害には多様な背景があるなかで、どう優先順位をつけて子どもの権利として施策の方向性を整理していくことが必要になると感じた。一歩でも子どもの環境がよくなるように考え、気持ちを一つにしてやっていきたい。
5. その他	○事務局からの連絡事項 ・教育委員会より、2/18に太平南小学校で子どもの権利に関する公開授業を行うので、希望する場合はお知らせ願いたい。 ・子どもの権利に関する絵本を作成し、今後有償頒布を行うので、希望する場合はお知らせ願いたい。 ・次回は4月を念頭に日程を調整する。 以上